○鳥獣保護区の指定（令和四年十月三十一日青森県告示第五百七十五号。抜粋。）

鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により次のとおり今別八幡宮鳥獣保護区、阿闍羅鳥獣保護区、岩木川鳥獣保護区、金屋鳥獣保護区、飯詰鳥獣保護区、平滝沼鳥獣保護区、間木鳥獣保護区、左組鳥獣保護区、桑畑山鳥獣保護区及び小沢鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

一～六　略

七１　名称

間木鳥獣保護区

２　区域

上北郡おいらせ町大字向山地内町道豊栄・間木堤線と町道染屋・苫米地線との交点を起点とし、同点から町道豊栄・間木堤線を南に進み町道間木堤・間木線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道四五号との交点に至り、同点から同国道を西に進み主要地方道八戸野辺地線との交点に至り、同点から同地方道を北西に進み町道染屋・苫米地線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図七のとおり）

３　存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで

４　保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、明神川の中流にある農業用のため池である間木堤を中心とした区域であり、周囲にはスギ人工林、区域北側には農地が広がっている。

間木堤は、冬季になるとオオハクチョウをはじめ、多くのカモ類が渡来し、それらの集団越冬地となっている。堤のほとりには、野鳥観察保養施設が整備されており、地域住民が野鳥に触れ合える憩いの場となっている。また、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類に分類されるトモエガモのほか、準絶滅危惧に分類されるミサゴ、ハチクマ、オオタカなどの猛禽類も確認されており、年間を通し、多様な鳥獣類をみることができる。

このため、当該区域を集団渡来地として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三)　管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

八～十　略

